

1 課徴金に係る違反行為の概要

平成 28 年 10 月以前、
八尾空港の給油会社はマイナミ空港サービス 1 社のみ

<平成 28 年 11 月のエス・ジー・シー佐賀航空参入を契機に>

八尾空港の機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、

本件
排除行為

マイナミ空港サービスは、取引先需要者に
エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を
受けたいようにさせている

需要者

(航空事業者, 官公庁等)

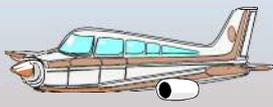


八尾空港協議会員 11 名
→八尾空港における
購入シェア約 8 割

八尾空港協議会員 1 名
(エス・ジー・シー佐賀航空と契約)

マイナミ空港サービス
の取引先需要者
(約 250 名)

エス・ジー・シー佐賀航空から
機上渡し給油を受けた需要者



【平成 28 年 12 月 7 日】

○エス・ジー・シー佐賀航空から

機上渡し給油を受けた場合、

・ 自社からの給油の継続はできない旨

・ 提携先給油会社からの給油の継続

は困難になる旨

を通知



【平成 29 年 2 月 10 日】

○八尾空港, 名古屋飛行場等にお

ける機上渡し給油による航空燃料の

販売を停止する旨を通知



【平成 29 年 3 月 15 日頃】

○エス・ジー・シー佐賀航空から

機上渡し給油を受けた場合、

自社から

の給油の継続はできない旨を通知



【平成 29 年 5 月中旬頃以降】

○ 自社に責任の負担を求めない旨

等が記載された文書への 署名を求め、

これに応じない場合には、 抜油を求

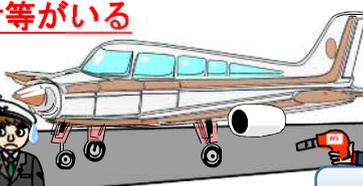
めている



マイナミ空港サービスの取引先需要者の中には、マイナミ空港サービスから機上渡し給油を受けられなくなることを懸念して、エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けることを回避している者等がいる



(エス・ジー・シー佐賀航空)



八尾空港における供給シェア 8 割超

八尾空港における機上渡し給油による
航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた

